

# 約款

1. 取扱店は、お客様（以下売り主）の車両状況を写真撮影及びデータシートに記入し当該車両を個人売買の仲介を行います。
2. 来店・出張を問わず、登録には一切費用はかかりません。売買が成立した場合のみ所定の成約手数料を頂戴いたします。成約手数料は仲介価格の5%になります（仲介価格が100万円未満の場合は一律5万円になります）。
3. 当該車両は、登録されたことにより必ずしも情報有効期限内に売買が成立するわけではありません。売買が成立しないまま情報有効期限が経過した場合は、 売買価格を再設定するなどして情報有効期限を延長する  キャンセルする  という方法を選択することができます。
4. 登録後、車両状況に変化があった場合（故障・事故・傷など）は速やかに取扱店までご連絡ください。
5. 登録後は売買を成立させることを前提に仲介活動を行いますので、情報有効期限内のキャンセルはご遠慮ください。万が一、購入希望者の購入の意思確認ができた後に何らかの事情（事故・故障を含む）でキャンセルする場合は違約金として3万円請求させていただくこととなりますので予めご了承ください。
6. 売買が決まりましたら所定の必要書類を一週間以内にご用意ください。
7. 売買成立後、売り主は車両の瑕疵に対して責任を負う必要はありません。ただし、データシートに虚偽の申告があった場合は車両代金や売買にかかった費用（車庫証明や陸送費用）などを返金しなくてはなりませんのでご注意ください。
8. その他特記事項